

植民地下朝鮮の土幕部落研究(3)

尹 晟 郁

VI. 土幕部落の経済環境

大部分の土幕民が農村出身であり、大都市に於ける特殊貧民とも言える状況にあったことについては、すでに明らかにした通りである。本節においては、彼らの都市における職業状況と生計実態を分析することにより、土幕部落民の経済環境に関わる諸問題について明らかにしていきたいと思う。

1. 土幕民の職業実態

本稿のⅢ節で述べたように、土幕民は1920年代初期から徐々に増え続け、当局は実態調査の実施とともに収容地の提供などの対策を働きかけたが、1930年代後半からはそれにも拘らずいっそう急増していた。その主な原因は、日本帝国主義の資本主義的支配体制が植民地朝鮮の農村にまで浸透して、土地の兼併とそれに伴う農村生活の窮乏化をもたらして、農業従事者の「離農向都」現象を結果したことである。これは、都市経済の資本主義化によって工業が発展して

農村人口が吸収されたものではなく、当時の朝鮮における工業の発展は極めて低い状況であったから、農民の能動的都市移出と見るより、小作及び農業労働者としての居場所を無くした農村からの受動的な流出と見るのが妥当であろう。

以上の見解の下に、土幕民になった人々の前職について引き続き検討したい。

本稿(1)の(表6)によると、京城の土幕民の内、農耕経験者が65%、農耕未経験者が35%であった。すなわち、農耕経験がない35%の内、農村地域の出身でありながら農業以外の職に従事していた極一部を除いても、およそ3割の土幕民がもともと京城の都市住民であったことが推測できる。ちなみに、在大阪朝鮮人や在東京朝鮮人労働者の農耕経験者が京城土幕民より平均約2割も多いが、これは、在日朝鮮人の82.3%が農業地域である朝鮮半島南部(慶尚南道38.0%、慶尚北道22.4%、全羅南道21.9%)出身である⁽¹⁾ことが主な原因であると言える。

京城土幕民の職業の分析の前に、同調査によって農耕経験の有無別に分け、さらに、生活階層別に分けて見ると次の通りである。

表1 階層別世帯主の農耕経験の有無

(単位:戸)

生活階層	上階層	中階層	下階層	計
農耕経験有	58 (16.0)	205 (56.6)	99 (27.4)	362 (100.0)
農耕経験無	34 (17.5)	89 (45.9)	71 (36.6)	194 (100.0)

資料: 京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、1942、95ページ。

以上のように、この調査は土幕民を三階層に区分したうえで農耕経験有無を分けているが⁽²⁾、農耕経験者では上階層16.0%、中階層は最も多い56.6%、下階層27.4%を占め、農耕経験無しの上階層は17.5%、中階層45.9%、下階層が36.6%を占めている。つまり、土幕民の上階層では両者はほぼ同じ比率を表しているが、しかし、中階層は農耕経験者が遙かに多く、下階層では農耕経験の無い土幕民がおよそ一割多いことが分かる。すなわち、全体として都市(京城)原住土幕民の方が離農土幕民より低い生活環境であったと言える。しかし、数的にみれば、京城の土幕民の大多数は離農民であった。

『朝鮮日報』は京城府土幕民の職業に関して次のように述べている。

「土幕民の職業の調査によれば勿論日雇人夫が最も多い462名に至り、その次はチゲクン⁽³⁾で164名、工事場の人夫が202名で他は行商・人力車夫・職工・運送店人夫などである。最多数を占める日雇い人夫と言うのは無職と同じで、最も富裕ともいえる人力車夫は僅か6名にすぎなく彼らの生活はまさに悲惨なものである。」⁽⁴⁾

このように離農民であった彼らには特別な技術がなく、技術労働者になるのも容易ではなかった。さらに、大部分が破産した離農民であるから商業を起こす資本金があるとは考えにくいいため、彼らの選択可能な職業は極く限られた肉体労働しか得られなかっただろう。

一方、朝鮮総督府の嘱託職員善生永助の調査でも土幕部落民の職業を紹介しているが、表にすると次の通りである。

(表2)によると京城府・京畿道・鎮南浦府など比較的大きな都市では肉体労働以外の行商や小商人という資本が要る生業も少数ながら行われた事を示している。また、京城府桃花洞山8, 9番地・延白郡海城面海井里・鏡城郡漁郎面松興洞などは海辺あるいは川辺に位置する地形的条件によって多くの土幕民が漁夫・船夫あるいは漁肥製造などの生業を持つ事が分かる。そして、求禮郡内山面佐沙里の場合は智異山西北麓の山間傾斜地に位置し、地勢の関係上交通手段も最も不便で、社会とはほとんど隔離された状況⁽⁵⁾であり、林間の空地を利用し馬鈴薯、粟、豆類を耕作してきたと考えられる。海州郡錦山面蒼・栢田洞は三井物産会社の製炭事業が行われた所であり、鎮南浦府漢頭里は無煙炭貯蔵所の跡地である⁽⁶⁾ことから、これらの事業が土幕民の生業にも影響が及んだことが窺える。一方、釜山府や近郊の東萊郡西面蜜里の土幕民は殆ど乞食を生業にしているが、この地域は赤崎半島にある癩病院(ハンセン氏病専門病院)の裏手山麓であり、朝鮮各地の癩患者が治療のため入院を希望して集まった人々である。釜山府の土幕部落の沿革にも「気候風土の関係上、朝鮮各地より釜山府内に集合する癩患者が、警察官憲の取締を避けむとして自然的に集合せるに依る。」⁽⁷⁾と記録していることから、彼ら

(1) 京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、1942、56ページ。

(2) 同上、95、122-126、159-160ページ、参照。

(3) 「チゲ」は荷物を載せて背負うY字形になった自然の木二個を骨組とした原始的な木製の器具で、日銭稼ぎの労働者、人夫、行商人などの唯一の商売道具である。「クン」はある事を専門的にする人を表す語。従って、「チゲクン」とはしよいこで荷を運ぶことを職業

とする人を示す言葉。

(4) 『朝鮮日報』1931年11月20日、姜萬吉『日帝時代貧民生活史研究』創作社、1987、255ページより再引用。

(5) 善生永助「特殊部落と土幕部落」、朝鮮総督府『朝鮮総覧』1933、738ページ。

(6) 同上、739-740ページ。

(7) 同上、738ページ。

表2 1930年に於ける土幕部落民の職業

所在地	職業内容
京城府古市町10番地	日稼人夫が過半数、他は雑貨及び植木の行商
京城府蓬萊町	擔軍及び乞食
京城府桃花洞山1、2番地	主に日稼労働者、中には雑業者並びに小商人
京城府桃花洞山8、9番地	大部分日稼労働者、他は船夫・漁夫・小商人
高陽郡漢芝面新堂里	日稼業、雑業若干あるも、主に屑拾及び乞食
高陽郡延禧面阿峴北里	擔軍及び乞食
仁川府松林里	日稼労働者
論山郡論山面本町	日稼・蛇取
求禧郡内山面佐沙里	大部分農業者、主に馬鈴薯、粟、豆を耕作
釜山府凡一町城内	乞食
釜山府凡一町川筋	乞食
東萊郡西面戩窰里	乞食
海州郡錦山面蒼・栢田洞	炭焼
海州郡高山面土峴里隅坪洞	土工
延白郡海城面海井里	漁業
嶺南浦府碑石里	* 雑労働81、擔軍45、乞食5、巫女1、古物 行商1、売薬行商1、他は無職
嶺南浦府漢頭里	無煙炭積込人夫9、擔軍6、他は無職
高城郡西面百川橋里	木器製造並に行商
鏡城郡漁郎面松興洞	漁肥製造労働者

資料：善生永助「特殊部落と土幕部落」、朝鮮総督府『朝鮮総覧』1933、735-741ページを参照して作成。

注：「*」は本稿(2)の(表6)の総計と異なるが原文のまま引用した。

表3 京城府土幕民の職業別分布

職業別	男	女	計	比率
日雇労働者	6,268名	1,437名	7,705名	46.3%
農 業	298	110	408	2.5
商 業	612	597	1,209	7.3
行 商	5	—	5	—
店 員	4	1	5	—
人力車夫	5	—	5	—
そ の 他	30	21	51	0.3
無 職	1,609	5,647	7,256	43.6
計	8,831	7,813	16,644	100.0

資料：長郷衛二「土幕民と其処置に就いて(一)」、朝鮮社会事業協会『同胞愛』17巻1号、1939.1、42ページ。

はまともな仕事が出来ず、乞食を生業に生きて行くしかなかった実状を推察するに難くない。

以上にみたとおり、土幕民の生業は特別に技術や資本を必要としない日稼労働者、擔軍、乞食などが最も多く占めている事が分かる。さらに、土幕部落民の土幕部落の位置や沿革などが土幕民の生業に及ぶ影響が非常に大きいことが言える。しかし、この資料は職業名の不一致や数字の誤りなどが目立ち、統一した基準によって直接当事者と対面する形で行った調査とは考えられないため、資料としての信憑性は完全とは言えない。しかしながら他の調査に比べ、一部の地域に限らず全国的に行われた最初の土幕部落民の職業別調査資料であることや、地域の特徴を詳しく述べていることなどは画期的な調査記録であり、評価すべきであろう。

一方、長郷衛二が1938年に京城府に居住する3,316戸の16,644名の土幕民に対する職業別調査を行った結果をみると次の通りである。

左の表によると日雇労働者と無職者を合わせるとおよそ90%を占めているが、43.6%に至る無職者は老人・子供や女性を含む老弱者であると考えられる。しかしながら、1921年に日本の『細民生計状態調査』で表れた

全人口に対する有職者の数の比率は39.5%で⁽⁸⁾、1932年の『東京市要保護者生計調査』では31.3%⁽⁹⁾、1940年の京城帝大の調査報告書『土幕民の衛生・生活』では30.9%⁽¹⁰⁾にすぎないため、(表3)の有職者が56.4%を占めるのは非常に高い数字であると言える。土幕民を含む貧民に対する職業調査は、ほとんどが一時的な雇用者であるため調査時期、特に季節の変化により激しい差があらわれる可能性があることを前提しなければならないから、その信憑性の欠けることは言うまでもない。

有職者の中では日雇労働者が82.1%、農業労働者4.3%であり、資本が要らない肉體労働者が最も多い86.4%を占めている。少しでも資本が要る商業は12.9%を占め、(表2)の1930年の調査よりは増えてきたことが窺えるが、商業に従事する階層はその収入も相対的に多く、土地の不法占拠を敢えてなければならぬ土幕階級とは考えられない⁽¹¹⁾。換言すれば、長い土幕民生活中に有産者になったか、あるいは土幕民ではない者が土幕部落に入り込み商業に従事している場合も存在したのであろう。なお、有職者のうち商業に従事する男性は8.5%にすぎない反面、女性は27.6%にのぼることは注目すべきともいえる。しかし、有職者の内、女性の割合は23.1%にすぎないなど、当時朝鮮社会の儒教的風習により女性の社会進出は容易ではなかったことも窺うことができる。

また、長郷衛二は土幕部落の内、最も古い新堂町の325戸の1,450名を対象に土幕民の職業実態をさらに詳しく調査しているが、その内容は次の通りである。

表4 新堂町土幕民の職業別分布

職業別	男	女	計	比率
日雇労働	226名	1名	226名	54.3%
馬夫	9	—	9	2.2
行商	26	3	29	7.0
洋服職工	13	4	17	4.1
工場職工	50	13	63	15.1
木工	14	—	14	3.4
ブリキ職	7	—	7	1.7
店舗雇人	9	1	10	2.4
その他	37	4	41	9.9
計	391	25	416	100.0

資料：長郷衛二「土幕民と其処置に就いて(一)」、朝鮮社会事業協会『同胞愛』17巻1号、1939.1、43ページ。

上の表によると全土幕民1,450名の内、有職者は28.7%にすぎない416名で、(表3)の56.4%に比べれば非常に少ないと言える。また、京城府全体の有職者調査では、日雇労働者が82.1%であったのが、新堂町では54.3%を示し、35.9%が資本あるいは技術を要する職業であることが分かる。ちなみに、この新堂町土幕部落は比較的都心に近いことや最も古い土幕部落であるため、長期間住み続ける土幕民が相対的に多いことなどが、土幕民が集まるに際して情報の元になり、工場などで働くことが出来たのではないかと思われる。

なお1930年代前半頃の朝鮮社会は、日本独占資本の軍需工業が大規模な設備を築き始めた頃であり、植民地当局は職業紹介所を設置運営しながら工場労働者を確保することが必要になるほど工場労働者の需要が増加してきた。従って、

(8)内務省『細民生活状態調査』1922、京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、1942、109ページより再引用。
 (9)東京市『東京市要保護者生活調査』1932、京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、

1942、109ページより再引用。

(10)京城帝国大学衛生調査部編、前掲書、109ページ。

(11)長郷衛二「土幕民と其処置に就いて(一)」、朝鮮社会事業協会『同胞愛』17巻1号、1939、42ページ。

表5 土幕階層別有業者数

(単位：人)

	上階層	中階層	下階層	計
階層別全有業者数	164	428	227	819
1世帯平均人員数	4.6	4.6	5.1	4.8
1世帯平均有業者数	1.8	1.5	1.3	1.5

資料：京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、1942、108ページ。

この影響は土幕民階層へも及んだことを推察するに難くない。

京城帝大の調査報告によると土幕民の有職者の内、男子736名を81種、女子83名を23種別に細かく分けている⁽¹²⁾。ここでも、資本も技術もない肉体労働者が最も多く全体の46.5%、ある程度の技術を要する技能職が23.8%、若干の資本と京城の生活に慣れた者に可能な商人・行商が14.9%を占めている。それまでの肉体労働者は日雇労働者であると認識されていたが、本調査では工場労働、建築人夫、運搬人夫など相対的な高賃金と安定した職に分化して行くのを示している。土幕民の多くは先ず肉体労働者を経て、徐々に他の高賃金、安定性の高い職業に移って行くのが推察できるのである。ちなみに、1933年発表された桜井義之の論文⁽¹³⁾によると、1931年の京城府土幕民の職業中、機能職である会社職工・織物職工・製紙職工が8.5%を示したが、1938年には洋服職工・工場職工・洋鐵工が20.9%をも占めていることは、軍需産業の急速な展開に影響を受けて、植民地下の京城土幕民の間にも職業の時代的变化が及んでいることを特徴的に裏付けている。

なお、京城土幕民の556戸の2,648名のうち有業者数を生活階層別に分けると次の通りである。

上記の調査によると、京城土幕民の世帯当たりの平均人員数が4.8名に対し、下階層は平均値を上回る5.1名を示している。さらに、1世帯当たり平均有業者数を階層別にみると、下階層が最も少ない1.3名を示し、生活程度の低いほど有業者率は低くなっている実態を表している。これは、1世帯のうち一人以外の家族のほとんどが就業し得ない幼少老弱者であることによると考えられる。従って、肉体労働者が大部分を占める土幕民においては、自己勤労収入に依存するのは当然であるが、生活程度の低いほど背負わなければならない経済的負担は大きく、彼らの根本的に劣悪な経済環境を反映していると言える。

1930年の調査では、日雇労働者、人夫など肉体労働者が大部分を占めていたのに対して、1930年代末から1940年代に入っては依然として肉体労働者が占める比率は高いが、その生業の種別は多様化しつつあったことは事実である。しかし、1940年調査の土幕民の有業率は30.9%であり、これを1932年調査の東京市要保護者31.3%、1922年調査の日本の全細民39.5%⁽¹⁴⁾の有業率と比較すれば、植民地下の都市零細民のより劣悪な状況を示している。

(12) 京城帝国大学衛生調査部編、前掲書、96-106ページ参照。

(13) 桜井義之「朝鮮のルムベン」、『社会政策時報』159号、1933.12、姜萬吉、前掲書、257ページより再引用。

(14) 東京市『東京市要被保護者生活調査』1932、内務省『細民生活状態調査』1922年、京城帝国大学衛生調査部編、前掲書、109ページより再引用。

表6 京城府の土幕民の職業別及び生計状況

(単位：円)

職業	1日平均収入		1戸当1ヵ月生活費				1日1人 食費平均
	男	女	食費	衣服	その他	計	
日雇労働	0.85	0.55	15.00	4.00	5.00	24.00	0.10
農業	0.70	0.30	16.00	4.00	4.00	24.00	0.10
商業	1.10	0.95	18.00	6.00	8.00	32.00	0.12
行商	0.80	—	21.50	2.00	0.50	24.00	0.14
店員	0.65	0.40	17.00	2.00	1.00	20.00	0.11
人力車夫	0.80	—	13.00	3.00	—	16.00	0.08
その他	0.80	0.40	13.00	3.00	2.00	18.00	0.08
無職	—	—	—	—	—	—	—
平均	0.81	0.52	16.21	3.43	2.93	22.57	0.10

資料：長郷衛二「土幕民と其処置に就いて(一)」、朝鮮社会事業協会『同胞愛』17巻1号、1939.1、42ページを参照して作成。

注：職業別土幕民男女の人数は(表3)を参照すること。1日1人の平均食費は同論文の本文中の数字と相違があるため、本調査資料を根拠に世帯当たり5人とし、1ヵ月を30日として割出した数値を取り入れた。

2. 土幕民の生計

前述したように、土幕民の職業はあらゆる貧民と同じく、肉体労働者とその大部分を占めるため、彼らの不規則な収入による生計状態を的確に分析することは容易ではない。従って、土幕民の生計に関わる収入及び生活費の調査がどの程度まで正確であるかは疑問であるが、出来るだけの資料をもとにその実態に近づくことを試みた。

1938年12月、長郷衛二によって調査され、翌年発表された調査論文⁽¹⁵⁾によれば、京城府土幕民の職業別生計状況が収入及び支出に分けられており、比較的詳しく土幕民の生計状況をあらわしている。この調査では京城府の土幕民の3,316戸、16,644名を対象に行われている。

(表6)によると、京城土幕民の男子の1日平均収入は81銭、女子は52銭であり、男子の商業者は最も多い1.10円で、最も低い女子農業

(農業労働者を意味する)30銭の3倍以上に至る。1戸当1ヶ月の平均生活費は22.57円であるが、そのうち商業が最高の32円で、最低の人力車夫の16円の2倍に及んだ。1戸当1ヶ月平均生活費を5人家族に分けると1人当1日平均生活費は15銭であり、そのうち食費は10銭で全生活費の3分の2を占めている。

長郷衛二はこのような実態に於いて「決して恵まれた生活とは言はれないが、真の土幕細民〔筆者注：救済を要する土幕民〕は平均一ヶ月生計費拾円以下、食費一人一日当八銭乃至拾銭以下なる事を考える時、此土幕民、16,644人中の大部分は、第二種第三種土幕民なる事が明かである。』⁽¹⁶⁾とし、調査対象であった土幕民の多くは救済を要する細民階級＝第一種土幕民ではなかったことを指摘している。しかし、長郷衛二の調査原文では、1人当1日平均食費を22銭としていたから、計算の間違いがあったので

(15)長郷衛二、前掲論文、42ページ。

(16)同上、43、37-38ページ参照。

表7 京城土幕民の支出状況

	1戸当月平均支出	平均月收入対比率
飲食費	31.71円	71.1%
住居費	0.81	1.8
被服費	2.41	5.4
薪炭燈火	8.28	18.4
計	43.27	96.7

資料：京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、1942、126-127ページ。

はないかと思われる。

なお、各部落ごとの調査としての新堂町土幕民の生計状況⁽¹⁷⁾を表す統計は、325世帯1,450人をその対象にし、平均1戸当4.5人家族である事を示している。そこでは、16～20円以下が119戸で最も多い36.6%、21～25円以下が63戸19.4%、その次が11～15以下で49戸15%を占め、10円以下は9戸2.8%である。

従って、長郷衛二の主張によれば、第一種土幕民は、京城府の土幕民の中には見当たらず、新堂町の中には、僅かながら9世帯が存在し、さらに新設町では1世帯⁽¹⁸⁾しかないことになる。しかし、収入の全額が生計費として使われるのではないとしても、それらの関係を明らかにするためには収支の正確な資料がなければならぬであろう。例えば、(表6)の1日平均収入の統計では1日の生計費は勿論、1ヶ月生計費をも出すことは容易ではない。何故ならば、ほとんどの土幕民の生業は安定職ではなく、特に季節による収入の差は激しい変化があるからである。(表7)によると月平均44.61円の収入の内、96.7%を占める43.27円を支出しており、

また、京城土幕民の貯蓄有無を103戸につき調べたところ、下階層の貯蓄は1%にも満たない⁽¹⁹⁾ことから、土幕民の収入はほとんど生計費として支出していることが言える。

藤井忠治郎によると、日本の場合は内務省の調査により月収20円以下、家賃3円以下を貧民とし、⁽²⁰⁾朝鮮の場合、貧民窟67戸の内、月収5円以下が15戸、10円以下が31戸、20円以下が17戸、20円以上が4戸で平均月収は12円であるとし、⁽²¹⁾朝鮮の貧民窟の調査対象の67戸の内、94%に至る63戸は、日本貧民の基準月収以下であったことを示している。

そもそも調査の主体が「貧民」をどう把握していたかも問題であり、京城府工管部長である長郷衛二は1938年の土幕民生計調査で、月平均収入10円以下が要保護貧民であると規定しているが、1926年に藤井忠治郎は、月収20円以下を貧民とし、当時の貧民に対する概念差の大きさをあらわしていたのであった。

(表7)によると、土幕民の月平均収入が44.61円で、前述した藤井忠治郎、長郷衛二の主張とはかなりの差があることを示している。この

(17) 同上、43-44ページ。

(18) 同上、45ページ。

(19) 京城帝国大学衛生調査部編、前掲書、133-134ページ。

(20) 藤井忠治郎『朝鮮無産階級の研究』1926、64-65ページ。

(21) 同上、65-66ページ。

表8 支出状況の比較

	東京市朝鮮人労働者	東京市要保護者	京城土幕民
飲食費	49%	45%	71%
住居費	17	7	2
被服費	14	—	5
薪炭燈火	8	—	18

資料：東京府『在京朝鮮人労働者の現状』1929。
 内務省『東京市要保護者生活調査』1932。
 京城帝国大学衛生調査部編『土幕民の生活・衛生』岩波書店、1942、127ページより再引用。

調査が行われた1940年は、日中戦争を経て太平洋戦争に突入する直前であり、全ての物価が急騰する時期でもあった。京城の物価指数は、1927年を100とした場合、恐慌によって1929年は95に、1932年には66まで落ちたのが、1940年には157に急騰した。⁽²²⁾ このような原因により、京城土幕民の月収が平均40円台まで上るが、決して土幕民の生活自体が良くなったとは言えない。何故ならば、飲食費が全支出額の73.3%、住宅費1.9%、被服費5.6%、薪炭燈火費19%で、飲食費が非常に高い比率を占め、東京市被保護者の49%、東京市の朝鮮人労働者の45%より遙かに高いエンゲル係数を示しているからである。

VII. 土幕部落対策

前述のように、1919年に発行された、朝鮮総督府編纂の『朝鮮語辞典』には未だ「土幕」という文字は収録されていなかった。もちろん、その当時に於いても「土幕」が存在したことは言うまでもないが、まだ社会問題の対象となっていないことを物語っている。従って、「土幕」、「土幕部落」、「土幕民」なる言葉は、一部の行政当局（朝鮮総督府）では認識されながらも、何等の対策を実行されずにして放置されたもの

と考えられる。

植民当局が土幕民救済をせず放置した背景として、朝鮮には貧民救済に関する法的根拠が欠けていたことは一つの要因であろう。また、興南邑職員である道浦武が「大多数の生存競争の敗惨者を生せしめて居ることは、独り吾が國のみに止まらず世界各國其の軌を一にし、之等敗惨者は低地に汚水の停溜するが如く、敗惨者と其のグループを求めて一群をなすのである。」⁽²³⁾と語っていたように、救済事業を直接行わねばならない地方の末端公務員でありながら、土幕民の声を代弁する動きもなかった。植民当局として、土幕民救護のために植民本国の責任に基づき、根本的な土幕部落民対策をたてることは、他の問題に比して、さほど重要ではないと認識されていたのである。

このような土幕が当局（京城府）によって社会問題の対象として取り上げられたのは、1925年からである。当局が土幕民対策を行う背景には何が作用したのだろうか。

当局が土幕対策に乗りだした背景として、1925年の漢江大洪水、1931年の満州事変などに起因する社会の混乱があったことは植民当局を促された一つの要因であろう。

1928年8月、『東亜日報』は、「光熙門の外、

(22) 京城帝国大学衛生調査部編、前掲書、122ページ参照。

(23) 道浦武「工都興南の土幕民対策」朝鮮社会事業協会『朝鮮社会事業』21巻3号、1943、38ページ。

表9 京城府の土幕部落民対策

年 度	所 在 地	収 容 地	戸 数	所有・主体・内容
1925	東部二村洞	本洞町	300	府有地、土地貸与
1930	西部二村洞	桃花町	280	府有地、土地交付
1931	松月町及外	阿峴町	957	和光教園、土地貸与
1933	総督官邸前	桃花町	500	府有地、土地貸与
1934	府内土幕民	敦岩町	1,000	和光教園、未完270戸収容
1934	府内土幕民	弘濟町	1,000	向上会館、未完400戸収容
1938	新設洞	土地区画整理地区	280	和光教園、未完

資料：長郷衛二「土幕民と其処置に就いて(二)」、朝鮮社会事業協会『同胞愛』17巻2号、1939.2、10-12ページ。

京城府火葬場にある貧民窟は現存するものだけでも400戸、人口2,000名位を数えられ、今も昼夜に許可を得る間もなく、4、5及び10余戸ずつ増える関係上、このまま進行すれば今年の秋までは、およそ1,000戸の貧民窟が形成される見込みで、・・・・・・京城府では以前にも貧民とのトラブルがあり、他人に火葬場を売り渡し、それを幸いに思い⁽²⁴⁾と叙述している。従って、土幕民対策を考慮した痕跡は見当たらず、責任回避が窺れるのみである。

京城府が自ら土幕民対策を乗りだしたのには二つの異なる背景があった。一つは、水害による応急処置的対策、二つは、都市計画上の比較的能動的な対策である。

1925年、漢江大水害のため、京城府は漢江対岸の本洞町に土地を買収し、坪当たり年7銭5厘を徴収することにしたのが、最初の土幕対策事業の成立である。1930年の漢江改修工事施行に伴う堤防外部落民の移転処置であり、結局、水害からの待避的移転であった。なお、この後木洞地域は、1970年代にかけてソウル近郊の代表的な貧民街として膨張して行くことになる。

一方、植民地当局は民間社会事業団体に社会

事業補助金支給及び収容地を貸与し、主に集団収容と教化事業を行った。京城府はこのような対策を目的に、風致計画委員会も設けて協議させた結果実現したのが、⁽²⁵⁾真宗大谷派経営の向上会館、浄土宗の和光教園への委託であった。これが、いわゆる植民地当局の社会政策の一環として行われた初めての土幕民対策である。

京城府工営部長である長郷衛二は、「当時としては府外に或いは府外近くに選定されて、京城府の風致上、保健衛生上支障なしと思われた個所も、現在では総て府内となり、都市の美観上よりするも、府民の衛生保健上よりするも、又社会風致上よりするも、再び他に移転集結せしめねばならぬ結果に立ち至っているのである。」⁽²⁶⁾と応急処置的対策に対して反省の弁を述べながらも、再び都市美観上、衛生保健上、社会風致上など3点を挙げ、結局、根本的土幕民対策の必要性を言及するには至らなかったであった。

同じく、京城府会議員である杉市郎平は、「昨秋来早害のため地方の細民等は、京城に往けば生活の道があるあるだらふ位の考より、家を挙げて三々伍々京城に來り、橋の下、公園の

(24)『東亜日報』1928年8月3日。

(25)長郷衛二「土幕民と其処置に就いて(二)」、朝鮮社

会事業協会『同胞愛』17巻2号、1939、12ページ。

(26)同上、12ページ。

中、人家の軒下に転々露宿して食を乞ふ。而して塵箱あさりを業とするチンピラと呼ぶ不潔なる少年が横行する。亦空巢を窺ふコソ泥、下水道の蓋とか鉄屑類を盗む者等頻繁して、住民は不安に堪へぬ情勢である・・・・・・京城に於ける人口増加の裏面を窺へば其大半は地方より流入する細民群であって、地方的に京城府が之を救済すると仮定して其結果はドウであらうか、之が対策は大局より大観し統治上考慮すべき重要問題ではあるまいか。」⁽²⁷⁾と述べて、対策の必要性・重要性を強調した。社会不安の要素である土幕部落民に対する根本的な対策は当局に依って行うべきであることを指摘しているのである。

道浦武は、「勿論都市其のものに重大なる責任は有るも、彼ら〔筆者注：土幕部落民〕の持つ厚顔無恥なる特性は吾々の断じて容認し得ざる処であって、徹底的に此の精神を叩き直せねばならぬのである。」⁽²⁸⁾と、彼らが植民地支配によって生み出された存在であることを認めながらも精神的改造を主張しており、そのような発想が土幕対策としての和光教團・向上会館で行われる教化事業の動因であったと言える。

VIII. 結びに代えて

植民地下に於ける朝鮮土幕部落民は、日本帝国主義の植民地政策の性格を理解する重要な意味を持っている。何故ならば、土幕部落の形成過程は植民地農業政策が生み出した、「離農向都」現象による結果であり、植民地経済構造が彼らを産業労働者として雇用することができず、過半数が不安定な日雇や肉体労働者として働きながら差別的低賃金を得るなど、植民地下に於

ける特殊貧民化現象であったからである。

本稿を結びに際して、以上で明らかにしてきた植民地下に於ける土幕民の性格を幾つかにまとめ、あわせて今後の研究課題を示しておきたい。

①土幕部落は1918年に形成され始め、初期には京城府を中心とする大都市へ形成され、後に地方中小都市まで全朝鮮に拡散される、典型的な都市貧民であった。彼らの数は毎年急激な増加をみせ、1940年京城だけで4万人達すると推定される。

②彼らの生活環境は非常に特徴あるもので、部屋の構造は朝鮮家屋の伝統ともいわれるオンドルバン形式が93.9%に達し、家屋形態は、土を掘って小屋を立てるほど粗末な住宅である。食生活も全く悲惨であったが、今後は在日本の朝鮮人労働者や日本人の要保護者の生活との比較を課題として残す。

③職業はほとんどが、種々の日雇労働者、職工など肉体労働者が絶対多数を占め、機能職は少なかった。もっともこの点は軍需工業を中心とする植民地工業化とともに漸次増えて行き、1940年には京城土幕民だけで全83種の職業に増え、多様化傾向を見せた。

④1930年代に入ってから行われた当局の土幕対策は、土幕収容地に移動させるだけで根本対策にはならず、衛生、職業、生活などの問題を残したが、民間社会事業（宗教）団体を介入させたことは注目すべきである。日本仏教はもちろん布教を目的として、植民地当局との協力関係を保ちながら教勢拡張に努力したのであろう。しかし、本稿では日本の仏教教団の一部が植民地で展開した社会事業の実態を究明することは出来ず、課題として残すことにした。

(27) 杉市郎平「朝鮮に於ける社会事業に就て」朝鮮社会事業協会、前掲書、18巻8号、1940、26ページ。

(28) 道浦武、前掲書、38ページ。

今後は、日本仏教による都市貧民救済対策の動因は何なのか、植民当局との接点はどこにあるのかを課題にし、その変遷過程を考察したい。

